

天草不知火海区漁業調整委員会

第365回議事録

令和2年（2020年）3月18日開催

第365回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020年)3月18日(水)午後3時30分から
- 2 開催場所 県庁新館 2階 職員研修室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎
桑原千知 佐々木倫一 山口秀康 内野明德 福田靖
山田豊隆 横田政司 鎌賀泰文 藤木美才
(欠席委員) 友村喜一
(水産振興課) 主幹 山下幸寿
(漁業取締事務所) 副所長 齊藤裕勝 主任技師 久保英助
(熊本県漁業協同組合連合会) 職員 濱泰平
(天草広域本部水産課) 技師 池崎公亮
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 参事 國武浩美
主任技師 多治見誠亮
- 4 議事次第
 - 1) 議題
第1号議案
天草不知火海区における漁業権の免許について(諮問)
 - 2) 報告
改正漁業法について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第365回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第365回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長
(江口会長)

(議長のご挨拶)

皆さん、こんにちは。

先程から話に出ていますが、世界的に新型コロナウイルスの影響で、皆さんには厳しい状況の中で、委員会を開催しましたところ、多くの方に御出席いただきましてほんとにありがとうございます。

また、この影響で、特に天草地区の魚の方もかなりダウンしております。市場の方も獲れないという状況が続いております。一日も早く解放してもらわないと、天草地区の方も厳しい状況になるのではないかと心配しております。

それでは、ただ今から第365回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 佐々木委員と福田委員をお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入ります。

議題の第1号議案「天草不知火海区における漁業権の免許について（諮問）」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。よろしく申し上げます。

今回は、「天草不知火海区における漁業権の免許について」の諮問でございます。資料は1ページからで、資料2ページに県知事からの諮問文を付けております。

まず、今回お諮りします天草不知火海区における漁業権の免許が、漁業権を設定する手続きのどの段階なのか説明させていただきます。資料3ページをご覧ください。資料上段「漁場計画の樹立」については、当委員会への諮問及び当委員会からの答申を経て、昨年12月に漁場計画を決定し公示しております。

今回の諮問につきましては、資料下段の免許の欄のうち、委員会諮問・答申にあたります。令和2年2月3日から2月28日を免許申請期間として定め、公示した漁場計画について、漁業権取得を希望される個人や組合等から申請を受け、適格性や優先順位を審査し、その結果を今回、当委員会へお諮りしているところです。

免許申請の審査の内容にあたる適格性と優先順位についてご説明いたします。

資料4ページをご覧ください。

漁業法第14条には、漁業権の種類毎に、免許を受ける者の適格性が規定されており、第13条には申請者がこの適格性を有する者でない場合は、知事は免許してはならない、とされています。

まず、適格性の基準について具体的にご説明いたします。適格性の基準については、漁業権の種類ごとに異なっており、漁業協同組合が優先的に取得できる特定区画漁業権については、(1) 地元地区の全部または一部を組合の地元地区に含んでいること、(2) 漁業協同組合が当該漁業を営まないこと、(3) 業種別組合でないこと、が法律で定められています。加えて、(4) については、新規の免許と既存の免許で審査基準が異なっており、今回の申請にあたる新規免許につきましては、取得を希望する組合の組合員のうち、地元地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の2/3以上であるもの、とされています。

これは、地元地区で、その養殖を営む者の大半を組合員とする組合であるかどうか、を審査するもので、新規の場合は、誰が養殖を行うか特定されていないので、沿岸漁業を営む者、となっています。

資料の(1)から(3)については、免許申請書類等で審査し、(4)の審査には、免許申請書類や関係市町からの提供資料を基に審査しております。

資料下段の区画漁業権と今回の申請の対象ではありませんが定置漁業権については、申請者が漁業、労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるかや、漁村の民主化を阻害する者であるか、等を審査します。

こちらは、ヒアリングによる聞き取り等を通じて、適格性の有無の審査を行っております。この区画漁業権と定置漁業権については、海区漁業調整委員会委員が申請者の適格性に異論がある場合には、投票により判断することとなります。

次に優先順位につきましては、漁業法第15条から第19条に規定されていますが、1つの漁業権に対し、複数の申請があった場合の順位付けが示されており、区画漁業権や定置漁業権については、漁業者であること、さらには当該漁業の経験や地元地区に住所があるか、などが順位を決める基準として規定されています。また、特定区画漁業権については、適格性を有する漁業協同組合が優先順位の第1順位となっています。

それでは、免許の申請状況及び審査結果の説明に入らせていただきます。

資料5ページに示しております「漁業権免許申請・審査結果一覧表」をご覧ください。

今回定めた第1種区画漁業権魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）及び第2種区画漁業権くるまえび養殖業の計2件の漁場計画について、免許申請者数と免許申請者、適格性の審査結果、優先順位、免許予定者を記載しています。

まず、資料上段の天区第575号についてですが、天草漁業協同組合から申請がっております。天草漁業協同組合については、当該場所で現在天区第401号によりくろまぐろ養殖業の免許を取得していますが、行使者の事業譲渡に伴い漁業種類を変更する必要が出てきたため、今回免許申請されたものです。なお、既存のくろまぐろ養殖業については3月31日付けで放棄される予定となっております。

次に、資料下段の天区第253号についてですが、こちらは増田敏也氏から申請がっております。増田敏也氏は、平成9年からくるまえび養殖業に従事されており、当該漁場での試験養殖を経て今回申請されたものです。

以上2件の申請について、先程ご説明いたしました免許適格性の基準によって審査したところ、すべての免許申請者が適格性を満たしていたこと、確認しております。

また、優先順位についても、各漁場計画について申請者が1者であり、優先順位はすべて1位でしたので、すべての免許申請者を免許予定者としております。

以上が今回の諮問についての説明ですが、この内容で異議ない旨答申いただきましたら、令和2年4月1日に免許となる予定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは、他に無いようですので、第

1号議案「天草不知火海区における漁業権の免許について（諮問）」は、「特に意見なし」と答申いたします。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。

次に、議事2の報告、「改正漁業法について」事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局でございます。改正漁業法に関することについて、現在の状況をご報告させていただきます。

お配りしました資料7ページをご覧ください。

まず、昨年になりますが、令和元年の11月25日から27日にかけて、県内4か所で説明会を開催しました。

参加者は、主に漁協職員及び漁業者が主体で、市町村の職員や委員の方々にも御参加いただきました。

説明した内容につきましては、漁業法改正の背景、漁業許可、漁業権免許、海区漁業調整委員会の選任、漁業調整規則等についてです。

参加者からは、漁業許可及び漁業権免許に関すること、漁業生産力の発展に関する計画、沿岸漁場管理制度、漁獲実績報告書に関すること、海区漁業調整委員の選任方法に関することについて、色々御質問をいただきました。

現在も引き続き国が主催する説明会を通じて、国との意見交換を重ねておりますが、漁業生産力の発展に関する計画や漁獲実績報告書の作成等、漁協や漁業者が行う手続きについては、11月の説明会でも多くの御質問をいただきましたので、これらについては、現場が混乱することのないよう、再度説明会等を開催することを検討しております。

なお、改正漁業法の施行日についてですが、当初の令和2年7月というふうに国の方から説明がございましたが、今年2月に開催されました国主催の担当者会議におきまして、同年12月頃に伸びるのではないかと説明を受けております。このことにつきましては詳細が判明次第、この委員会でも御報告をさせていただきますと思っております。

改正漁業法に関することについての事務局の説明は以上です。

議長

はい、どうもありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは、他に無いようですので、議事2の報告の質疑は終了いたします。

時間が早いようですが、本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、他に御意見ないようですので、これで第365回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。